

別紙 3 の 1 削除

1 水産資源

かたくちいわし太平洋系群

令和 6 年 11 月 21 日付けの資源管理基本方針改正により、特定水産資源となったため、別紙 1 へ移行。

別紙 3 の 2 削除

1 水産資源

かたくちいわし瀬戸内海系群

令和 6 年 11 月 21 日 付けの資源管理基本方針改正により、特定水産資源となったため、別紙 1 へ移行。

別紙 3 の 3

1 水産資源

ひらめ太平洋南部

2 資源管理の方向性

国が行う資源評価において判断される資源水準を、令和12年度末までに、中位以上に回復させることを目指す。なお、当該資源において、資源管理目標案等を示した資源評価結果が公表された場合には、資源管理基本方針の別紙に資源管理目標が定められるまでの間、当該資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

愛媛県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

別紙 3 の 4

1 水産資源

ひらめ瀬戸内海系群

2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚資源量が、令和12年度末までの間、提案された目標管理基準値案を上回る状態を維持することを目指す。なお、この資源管理の方向性は、国が行う資源評価を踏まえ、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間に用いることとする。

3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

愛媛県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

別紙 3 の 5

1 水産資源

たちうお太平洋中・南部

2 資源管理の方向性

「海面漁業生産統計調査」において判断される漁獲量水準を、令和12年度末までに、漁獲努力量を現行水準以下に維持しつつ、中位以上に回復させることを目指す。なお、国が行う資源評価により、海域全体の資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

愛媛県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

別紙 3 の 6

1 水産資源

たちうお瀬戸内海

2 資源管理の方向性

「海面漁業生産統計調査」において判断される漁獲量水準を、令和12年度末までに、漁獲努力量を現行水準以下に維持しつつ、中位以上に回復させることを目指す。なお、国が行う資源評価により、海域全体の資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

愛媛県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

別紙 3 の 7

1 水産資源

まだい太平洋南部

2 資源管理の方向性

国が行う資源評価において判断される資源水準を、令和12年度末までに、中位以上に回復させることを目指す。なお、当該資源において、資源管理目標案等を示した資源評価結果が公表された場合には、資源管理基本方針の別紙に資源管理目標が定められるまでの間、当該資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

愛媛県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

別紙 3 の 8

1 水産資源

まだい瀬戸内海中・西部系群

2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚資源量が、令和12年度末までの間、提案された目標管理基準値案を上回る状態を維持することを目指す。なお、この資源管理の方向性は、国が行う資源評価を踏まえ、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間に用いることとする。

3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

愛媛県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

別紙 3 の 9 削 除

1 水 産 資 源

ぶ り

令和 7 年 3 月 7 日 付 け の 資 源 管 理 基 本 方 針 改 正 に よ り 、 特 定 水
産 資 源 と な っ た た め 、 別 紙 1 へ 移 行 。

別紙 3 の 10

1 水産資源

さわら太平洋南部

2 資源管理の方向性

「海面漁業生産統計調査」において判断される漁獲量水準を、令和12年度末までに、漁獲努力量を現行水準以下に維持しつつ、中位以上に回復させることを目指す。なお、国が行う資源評価により、海域全体の資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

愛媛県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

別紙 3 の 11

1 水産資源

さわら瀬戸内海系群

2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚資源量が、令和12年度末までの間、提案された目標管理基準値案を上回る状態を維持することを目指す。なお、この資源管理の方向性は、国が行う資源評価を踏まえ、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間に用いることとする。

3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

愛媛県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

別紙 3 の 12

1 水産資源

たこ愛媛県海域

2 資源管理の方向性

「海面漁業生産統計調査」において判断される漁獲量水準を、令和12年度末までに、漁獲努力量を現行水準以下に維持しつつ、中位以上に回復させることを目指す。なお、国が行う資源評価により、海域全体の資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

愛媛県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

別紙 3 の 13

1 水産資源

あわび愛媛県海域

2 資源管理の方向性

「海面漁業生産統計調査」において判断される漁獲量水準を、令和12年度末までに、漁獲努力量を現行水準以下に維持しつつ、中位以上に回復させることを目指す。なお、国が行う資源評価により、海域全体の資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

愛媛県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

別紙 3 の 14

1 水産資源

とらふぐ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群

2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚資源量が、令和12年度末までの間、提案された目標管理基準値案を上回る状態を維持することを目指す。なお、この資源管理の方向性は、国が行う資源評価を踏まえ、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間に用いることとする。

3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

愛媛県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

別紙 3 の 15

1 水産資源

いせえび愛媛県海域

2 資源管理の方向性

「海面漁業生産統計調査」において判断される漁獲量水準を、令和12年度末までに、漁獲努力量を現行水準以下に維持しつつ、中位以上に回復させることを目指す。なお、国が行う資源評価により、海域全体の資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

愛媛県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

別紙 3 の 16

1 水産資源

さざえ愛媛県海域

2 資源管理の方向性

「海面漁業生産統計調査」において判断される漁獲量水準を、令和12年度末までに、漁獲努力量を現行水準以下に維持しつつ、中位以上に回復させることを目指す。なお、国が行う資源評価により、海域全体の資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

愛媛県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

別紙 3 の 17

1 水産資源

いかなご愛媛県海域

2 資源管理の方向性

「海面漁業生産統計調査」において判断される漁獲量水準を、令和12年度末までに、漁獲努力量を現行水準以下に維持しつつ、中位以上に回復させることを目指す。なお、国が行う資源評価により、海域全体の資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

愛媛県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

別紙 3 の 18

1 水産資源

なまこ愛媛県海域

2 資源管理の方向性

「海面漁業生産統計調査」において判断される漁獲量水準を、令和12年度末までに、漁獲努力量を現行水準以下に維持しつつ、中位以上に回復させることを目指す。なお、国が行う資源評価により、海域全体の資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

愛媛県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

別紙 3 の 19

1 水産資源

いさき太平洋中・南部

2 資源管理の方向性

「海面漁業生産統計調査」において判断される漁獲量水準を、令和12年度末までに、漁獲努力量を現行水準以下に維持しつつ、中位以上に回復させることを目指す。なお、国が行う資源評価により、海域全体の資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

愛媛県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

別紙 3 の 20

1 水産資源

いさき瀬戸内海

2 資源管理の方向性

「海面漁業生産統計調査」において判断される漁獲量水準を、令和12年度末までに、漁獲努力量を現行水準以下に維持しつつ、中位以上に維持することを目指す。なお、国が行う資源評価により、海域全体の資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

愛媛県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

別紙 3 の 21

1 水産資源

しらす愛媛県海域

2 資源管理の方向性

「海面漁業生産統計調査」において判断される漁獲量水準を、令和12年度末までに、漁獲努力量を現行水準以下に維持しつつ、中位以上に回復させることを目指す。なお、国が行う資源評価により、海域全体の資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

しらすを漁獲対象とする漁業について、しらすを漁獲する漁獲努力量を現状より増加させないように努める。

愛媛県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。